



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 富山労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare

Press Release

富山労働局発表
令和8年1月9日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
室長 成田 丞志
室長補佐 山田 和宏
(電話) 076-432-2735

令和7年度第1回「富山県電気機械器具製造業最低工賃専門部会」を開催します

標記専門部会(以下「専門部会」と言います。)を下記により開催いたしますので、お知らせします。

記

1 日 時 令和8年1月19日(月) 午前10時00分から(1時間程度)

2 開催場所 富山労働総合庁舎5階501, 502会議室(富山市神通本町1丁目5番5号)

3 議 事

- (1) 専門部会部会長及び同代理の選出について
- (2) 専門部会運営規程(案)について
- (3) 審議運営事項(案)について
- (4) 審議日程(案)について
- (5) 最低工賃改正決定に関する基礎資料について
- (6) 品目・工程等の改正について
- (7) 金額改正に当たっての基本的主張

【参考】

この専門部会は、令和7年12月8日に富山労働局長(小島悟司)が富山地方労働審議会長(森口毅彦)に「富山県電気機械器具製造業最低工賃(注記)」の改正決定について諮詢したことを受け設置されたものです。

今後、本件最低工賃を適用させる品目・工程、また、最低工賃額の改正に向けた調査審議が行われ、令和8年4月頃の改正発効が行われる予定となっています。

(注記)最低工賃とは、家内労働法に基づいて委託者が家内労働者(内職など)に支払う工賃の最低額を定めたものです。現在、富山県では別紙とおり2つの業種に最低工賃が定められています。

取材を希望される場合は、資料を準備しますので、令和8年1月16日(金)17時までに上記照会先あて電話をお願いします。

富山県の最低工賃一覧表

1 ファスナー加工業 [発効年月日 令和6年5月2日]

工 程	規 格			金 額
	種 類	務歯(むし)サイズ	長 さ	
検査包装品	CF(コイルファスナー)止め製品	2CF 3CF 45CF 5CF	30cm以下	100本につき 57円

2 電気機械器具製造業 [発効年月日 令和5年4月28日]

品 目	工 程	規 格	金 額
電子部品	手工具(ハンドプレスを除く。)を使用して電子部品1個につき2本又は3本のリード線を1度に切断	固定抵抗器、発光ダイオード、ダイオード、コンデンサー、トランジスター及び圧電ブザーでリード線が2本又は3本のもの	1回の切断につき 35銭5厘
コネクター	差し (電線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)		1端子につき 30銭